

御船町農業委員会会議録

令和2年10月12日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 2 年 10 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 10 月 12 日(月) 13 時 30 分～14 時 10 分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室

3. 農業委員 (14 名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛

委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治

委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子

委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫

委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄

欠席 なし

最適化推進委員 8 名

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 6 議案第 41 号 農地中間管理事業に関する法律第 19 条について
- 7 報告第 25 号 合意解約について
- 8 報告第 26 号 非農地判断について
- 9 報告第 27 号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和

主 事 吉澤 輝

事務局 皆さん、こんにちは。お揃いなので始めさせていただきます。
審議に入ります前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、農
業委員全員出席ということで、御船町農業委員会会議規則第6条
により、本総会が成立いたしますことを宣言致します。また、農
地利用最適化推進委員 8 名のご出席をいただいております。あ
りがとうございます。

それではただいまより、10月の総会を開催します。議長につき
ましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よ
ろしく願いいたします。

議長 こんにちは。もう、皆さん稲刈りは始まったでしょうか。
本日の議事録署名委員を指名いたします。14番 竹崎委員、2
番 荒木委員、宜しく願いいたします。
それでは、議案第39号を提案いたします。事務局より説明をお
願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり
許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和2年10月12日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
続きまして、2ページをお願いします。今月も、3条、4条の申
請がありませんでした。5条の2件2筆の申請です。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△㎡

貸人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇△
〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条使用賃借権設定（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

貸人の住所・氏名：大字〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

借人の住所・氏名：〇〇市〇区〇〇 △丁目△番△号

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 △号室 〇〇 〇〇・〇〇〇

転用目的：個人住宅

理由：5条使用賃借権設定（県許可）

議長 今日、2件とも私ですので説明いたします。
1 番 申請番号①番。場所は、〇〇の旧道を下りて信号がありますね。

そこの角になります。もともと田だったんですが、今は花とかが作ってあって、始末書も添付してもらいました。道が広くなり用排水を引き回した時に、水の便が悪くなったということで、米は作らずに家庭菜園、あとは花畑として作っておられたそうです。息子さんが家を建てるということで、今回の申請があがっております。裏の方も畑になっていて、あとは道ですから問題はないと思います。

議 長
9 番

それでは、申請番号①についてご質問ございませんか。
はい。花畑に利用されていたということですが、始末書は出さなくてはいけないんですか。

1 番
事務局

地目が田んぼで、今現在は田んぼじゃなくて畑という状況ですので、一応、始末書を添付してもらいました。
事務局から、補足をいたします。藤本議員がご質問されたように、今回、始末書については微妙な状況でした。会長が言われた通り、田が畑となっていた。その時点で、本来形状変更届出等が出されていることが正しい手続きなんですけれども、ちょっと古い話にもなるので、形状変更の届け出が出されているかどうか確認がとれませんでした。野菜とか花が、農業、農地としてあたるかどうか。非常に悩ましいところなんですけれども、例えば、私達みたいな農業者ではない人間が土地の一部で野菜を作った。これは、家庭菜園ということで宅地の一部として扱います。土地の所有者の〇〇さんは、農業をされていらっしゃるかもしれません。相続で農地をお持ちなんですけれども、最終判断としては農地としての管理をしてはいなかった。植木ほどではないですが木も植えてあるような状況、自然と生えてきたような木もありましたので、始末書の提出をお願いしたところです。
他にご質問ございませんか。

議 長
全委員
議 長

ありません。
ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

1 番

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。
申請番号②番、説明資料の 12 ページをご覧ください。場所は、〇〇の橋を〇〇〇〇〇の方へ上がって、四つ角があって、〇〇〇〇〇〇がありますね。それを〇〇〇〇〇の方へ向かって、〇〇〇〇〇の手前の右側になります。〇〇〇〇〇〇さんの家の敷地内にある、これも家庭菜園、畑ということですが、それを今度娘さん夫婦に貸すと、住宅を建てられるということで、今回の申請にな

全委員
議 長

っております。地図を見ても分かるように、周りは家が建っていて隣の角の畑は栗林かなにかで、全然問題はないということで、地域の同意書等ももらってあるそうです。なんら問題はないと思いますが、ご意見・ご質問ございますか。

ありません。

それではないようですので、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、議案第 40 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。先に訂正させていただきます。議案書の 4 ページ・5 ページ、机上に置いてますが 2 枚両面コピーとなっております。こちらが訂正分となっておりますので、差し替えをお願いします。4 ページ・5 ページ、8 ページ・9 ページ、それと 10 ページの削除をお願いします。それでは、読み上げます。

議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 10 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田早苗。

4 ページ・5 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。22 件、田の 10,864 m²、畑の 35,686 m²、計の 46,550 m²です。6 ページには再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。田の 12,795 m²、計の 12,795 m²です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 2 年 10 月 12 日提出 上益城郡御船町。

令和 2 年第 10 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。

田の 23,659 m²、内再設定 12,795 m²です。畑の 35,686 m²、内再設定が 0 m²です。本年累計です。田の 404,714 m²、内再設定が 121,174 m²です。所有権移転が、13,226 m²になります。畑の 101,395 m²、内再設定が 33,755 m²です。所有権移転が 3,502 m²です。計 506,109 m²、内再設定が 154,929 m²です。所有権移転が、16,728 m²です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明にご質問ございませんでしょうか。

10 番

はい。利用権設定、例えば 10 年間と長期になっている場合に、5 年位して貸し手がもう売買したいというような状況になった

時は、利用権設定をその時点で解除するということになりますか。

事務局

はい。説明をさせていただきます。合意解約という 2 枚の用紙がありますので、そちらを貸し手と借り手の双方の印鑑を押していただいて、農業委員会の方に提出していただくということになります。

7 番

宇土辺りの農家さんは、道路にかかるから小作している所を返してくれと地主さんに言われて、それなりの代償をもらわれたらしいです。

議長

それは、義務ですか。

事務局

事務局から説明いたします。利用権設定というのは、農業委員会を通す場合。その他、相対で農業委員会を通さないでされている場合。貸し借りだとこの 2 パターンがあるんですけれども、相対でされるのも自由にできます。法律上、必ず農業委員会に届けなければならないということではありませんので、基本的には、「貸し借りが成立すれば、農業委員会の方に利用権設定を出してください。もし何かトラブルがあった時には、農業委員会が間に入って仲裁に入ります。」ということがメリットとしてあります。貸し借りの期間が残っている間は、その後の売買・転用等が出来ませんので、逆に転用申請が上がってきた時に、

「ここ貸し借りが残ってますよ。合意解約書をつけてください。」

という形で、うちの方から指導します。そこで合意解約書が取れなければ、転用申請は受け付けられない。今、話が出ていたように、だいたい合意解約書をつけてこられます。耕作者の方が、解約に応じておられるというような実情があると思います。利用権設定の期間は所有者次第で、1 年・3 年・5 年・10 年と自由に設定できます。ただ、小作人の権利というものもありますので、ちょっと県の方にも聞きましたら、地域性があるみたいですよ。離作料という言葉、そして 5 年間の契約があって、あと 3 年ある時に返して下さいという場合に、所有者が耕作者に残りの期間分の補償として代金を支払うというようなことをされているような地域もあるそうなんですけれども、八代とかあっちの方はあるということで、県の方から聞きました。ただ、御船町ではそういった事例がないということで、前回のコストコの時も、耕作者の印鑑を打ってくださいというかたちで進んで、実際、耕作者の方が耕作面積が減って、大変な思いをされているというのは農業委員会でも把握しているところです。

議 長 9 番	他にございませんか。 説明資料の 15 ページの賃借料のところですが、1 筆あたり 150 kg となっておりますが、10 a あたりです。
事務局 議 長 全委員 議 長	すみませんでした。 他にご質問はございませんか。 ありません。 ないようでしたら、事務局の説明を承認いただける方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。 それでは、議案第 41 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案に入ります前に、訂正をお願いいたします。10 ページの削除をお願いいたします。 議案第 41 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。 令和 2 年 10 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗 農業公社を通した賃借権の設定になります。11 ページに再設定分の賃借権状況一覧表を掲載しております。1 件、田の 3,141 m ² 、計の 3,141 m ² となります。ご覧ください。以上です。
議 長 全委員 議 長	それでは、ただ今の説明にご質問・ご意見ございませんか。 ありません。 それでは、承認いただける方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。 続きまして、報告第 25 号から第 27 号まで事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書の 12 ページをお開きください。 報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。 令和 2 年 10 月 12 日提出 御船町農業委員会 今月は、1 件の合意解約書が提出されております。ご覧ください。 報告第 26 号 農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。 令和 2 年 10 月 12 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗 15 ページには、非農地承認通知一覧表を掲載しております。今月は、2 件 3 筆の非農地通知書を発行しております。ご覧ください。

報告第 27 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和 2 年 10 月 12 日提出 御船町農業委員会

17 ページに、1 件の耕作証明書を掲載しております。ご覧ください。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

14 番

⑨

2 番

⑨